

平成 年 月 日

主治医 様

保護者様

熊本県立第二高等学校

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等のご好意により、学校の発行する罹患証明に記載していただける場合は、右記の用紙への記入をお願いしてください。(証明書を書いていただくには有料の場合があります。)

それらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。
記

【学校において予防すべき感染症の種類】

	疾病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髓膜炎菌性髓膜炎 結核	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157) 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※注意！！ 「感染性胃腸炎」は、基本的には出席停止になりません。
しかし、医師が学校での感染拡大を懸念して学校を休むよう指示した場合のみ、出席停止となります。
(本人の安静のために休むよう言われても出席停止にはなりません)

熊本県立第二高等学校
年 組 号 氏名平成 年 月 日～平成 年 月 日まで学校を欠席しましたが、
学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、下記の病気であることを証明くださるようお願いします。

診 断 名

- | | |
|-------------------|---------------|
| (第2種の感染症) | (第3種の感染症) |
| 1 インフルエンザ{A・B・疑い} | 1 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2 百日咳 | 2 流行性角結膜炎 |
| 3 麻疹(はしか) | 3 急性出血性結膜炎 |
| 4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 4 その他の感染症 |
| 5 風疹(三日はしか) | |
| 6 水痘(水ぼうそう) | |
| 7 咽頭結膜熱 | |
| 8 髓膜炎菌性髓膜炎 | 9 結核 |

上記○印の疾病により、治療していることを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 师 名

印